

群馬県立前橋高等学校「いじめ防止のための基本方針」

平成26年3月策定 施行
平成27年3月改訂
平成28年3月改訂
平成30年5月改訂
令和 3年3月改訂
令和 5年4月改訂

1 いじめ防止に対する本校の基本理念およびいじめの定義

(1) 本校のいじめ防止に対する基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に危険を生じさせる恐れのある行為である。しかも、集団の中にいじめが存在するということは、いじめの被害者のみに関わる問題ではなく、いじめの加害者、またこれをはやし立てたり、傍観者として見て見ぬふりをした生徒を含むすべての生徒の健全な発達成長を阻むことを意味する。したがって、本校にとって、いじめ防止等に実効的な対策を講じることは、すべての生徒の健全な発達成長を保障するための義務であり、また学校全体で組織的に取り組むべき継続的な課題である。

本校は、生徒の尊厳を保持するため、「いじめ防止対策推進法」の精神に基づき、「いじめ防止のための基本方針」を策定する。この方針を全職員が共通認識し、校長のリーダーシップのもと、一丸となり、必要に応じては関係機関と連携し、組織的な取組を行う。なお、いじめの問題への対応に当たっては、遵法精神にのっとり、関係者に対しては正確かつ丁寧な説明に終始することはもちろん、決して隠蔽や虚偽の説明等を行わないことを確認する。併せて、重大事案が発生した場合には、県教育委員会や有識者に相談の上意見を聴き、公正な審議および判断を仰ぐこととする。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等の、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じるものをいう。

- ① 対象となる行為がいじめに当たるか否かについては、表面的・形式的に判断することなく、またいじめられたとする生徒の気持ちを重視して調査を行う。
- ② 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾やスポーツクラブ、中学時代の友人等、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒との何らかの関わりのある人間関係を指す。
- ③ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品を要求されたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ④ いじめの認知は、特定の教員のみによることなく、組織（いじめ防止対策委員会）を活用して、迅速かつ正確に行う。
- ⑤ いじめの中で犯罪行為として認められるものについては、教育的配慮や被害者の意向への配慮をした上で、早期に警察に通報・相談の上、警察と連携した対応を行う。

〈具体的ないじめの態様は以下のようなものがある〉

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

等

2 校内いじめ防止対策組織と役割

(1) 組織の構成

本校では、いじめ防止などの対策のための組織として、「いじめ防止対策委員会」を設置する。「いじめ防止対策委員会」の組織構成は以下の通りとする。なお、これらの組織を有効に機能させることで、いじめの未然防止、的確な早期発見、いじめの被害者への支援、および加害者への指導を組織的に迅速かつ実効的に行うものとする。

① 全構成員

校長（委員長）、教頭、生徒指導主事、生徒指導部教員 3 名、教育相談係、養護教諭、各学年主任 3 名、担任 3 名（各学年）、部活動顧問 2 名（運動部と学芸部）、スクールカウンセラー（必要に応じて、保護者代表（PTA 会長）、学校評議員、学校医、警察等も）

② 日常的業務における構成員

教頭、生徒指導主事、生徒指導部教員 3 名、教育相談係、養護教諭、各学年主任 3 名

③ いじめの疑いのある事案発生時の会議等の構成員

上記①の構成員に加え、当該担任、当該部活動顧問

（必要に応じて、保護者代表（PTA 会長）、警察、学校評議員、学校医等を含める）

④ 重大事案の場合

上記③の構成員に加え、県教育委員会と連携してスーパーバイザー等を置く。

(2) 「いじめ防止対策委員会」の役割

① 基本方針の策定や見直しに関する検討

② 基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成、実行、検証、修正

③ いじめの相談・通報窓口の開設、いじめに関するアンケート、悩み事に関するアンケートの定期的実施

④ いじめの疑いに関する情報があつた場合の収集と記録、緊急会議の設定、対応の協議

⑤ 関係諸機関（児童相談所、警察等）との連絡調整

⑥ いじめ問題に関する職員研修の計画・実施

3 未然防止のための具体的取組

本校では、すべての教職員および生徒、保護者が「いじめは、どの学校でも、どのクラスでも、どんな生徒にも起こりうる」という認識を持ち、生徒および集団に対していじめに向かわせないための未然防止対策を講じる。

(1) 生徒が、いじめを自分のこととして考え、自浄作用を働かせることのできる集団をつくる。生徒指導の重点目標の中に「いじめ防止対策」を掲げ、からかい行為や仲間を誹謗中傷する言動を許さない、またいじめにつながる行為を見過ごさない人間関係づくり、学校風土の醸成に努める。

(2) 人権教育・道徳教育の推進

① ホームルームやそれぞれの教科における学習活動において、人権尊重の精神や道徳的観点による教育活動を展開するとともに、生徒会活動を通して「いじめを絶対に許さない」雰囲気を学校全体に醸成させる。

② 「命を大切にするキャンペーン」などから人権意識を高め、生徒の中から自主的によりよい集団づくりや快適な人間関係づくりを積極的に進めるよう努めさせる。

③ 誰もが自分らしく生きていける差別や偏見のない明るい社会の一員となるために、自分の思い込みや偏見に気づき、無関心にならずに、一人ひとりが人権問題に向き合える態度を育てる。

- (3) 一人ひとりに「自己存在感」、「自己有用感」を持たせることや、「主体的な自己決定」を行わせる場面を設定し、いじめの加害者にも被害者にも向かわせない生徒づくりに努める。また生徒指導的な側面も考慮に入れた、「自律的、能動的な姿勢に基づく、学力の伸長が実感できる授業」の実施を心掛ける。

(4) 心身ともに健康的な集団づくり

- ① 学習や部活動において、過度の競争意識や勝利至上主義など、生徒のストレスを増加させるような指導に陥らないよう配慮する。
- ② インターネット（SNSなど）や LINE を使ったいじめへの対応として、情報モラルやサイバー犯罪防止などの講演会を実施するとともに、ネットパトロールなどからも情報を収集し、生徒の実態把握に努める。
- ③ 学校生活での悩みを解消するために、スクールカウンセラーを積極的に活用するとともに、各種アンケート、面談等を随時実施する。

(5) 職員研修の実施

- ① 教職員の不適切な言動によって、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを誘発、助長することがないように、体罰防止を含めた教職員対象の不祥事防止研修会を企画、実施する。
- ② 生徒に対して、学校としてのいじめ相談体制、通報窓口の開設を周知徹底させるとともに、いじめ防止に関する啓発アンケート・いじめに関するアンケート（調査）の有効活用を図る。
- ③ 教育相談的手法の理論や方法を学び、生徒理解・集団把握等に活かす。

- (6) 保護者ならびに地域住民やその他の関係者と連携を図りつつ、未然防止のための情報提供はもとより、種々の人間関係を持つ集団と、「いじめ防止」という観点から、生徒が主体的に関われるような活動への参加を促す。

- (7) 行政等の関連機関（警察、ネットパトロール、児童相談所、電話相談室等）と連携し、情報の収集および共有を図る。

4 いじめの早期発見のための具体的方策

いじめの早期発見には、生徒の些細な変化に気づく必要がある。いじめは教職員や大人の目につみにくい時間や場所で行われたり、遊びや悪ふざけを装って行われたりする。的確な早期発見が、迅速な対応を促し、効果的な解決を導く。よって、わずかな兆候であっても軽視することなく、教職員や大人が生徒に対して積極的に関わり、生徒の実態を把握しようとする姿勢が肝要である。

- (1) いじめに関するアンケート（調査）、悩み事に関するアンケート、学校生活に関するアンケート等を定期的実施し、生徒の実態を把握し、必要に応じて二者面談や三者面談、カウンセリングを行う。
- (2) 授業や休み時間、部活動等の学校生活のあらゆる場面において、生徒の言動や生徒同士の会話等に注意を払い、気になることがあればその場で対処すると同時に、必要に応じて面接等をして事情を聴く。
- (3) 授業中や休み時間の生徒観察のみならず、教職員間や教職員と保護者との連絡を密にし、家庭での状況も可能な限り把握するとともに、生徒に関する情報の共有を徹底する。
- (4) インターネット（SNSなど）などから、いじめにつながるような情報を収集し、生徒の実態の把握に努める。
- (5) 行政等の関連機関（警察、ネットパトロール、児童相談所、電話相談室など）と連携し、情報の収集・共有を行う。
- (6) 各種集会、学年便り、教育相談便り等を通じて、いじめについて相談することは恥ずかしい行為ではなく、また情報提供は正義の行為であることを理解させる。学校全体で「いじめは許さない」という絶対的な姿勢を示し、教職員、生徒、保護者、地域の人々等が共有する目標であることを周知徹底させる。

〈以下のようなものは、いじめを受けているサインと考えられる〉

- ・登校時になると体調不良を訴え、登校を渋る。
- ・家のお金を持ち出したり、買い与えた物がなくなる。
- ・部屋に閉じこもるようになる
- ・教科書やノートを見せたがらない。
- ・友人の話題がなくなる。
- ・服や靴が汚れたり破れたりしていて、自分で処理しようとする。
- ・親に内緒で学校を休む。
- ・携帯やスマホで頻繁に呼び出しメールが来る。
- ・保護者面談等で何が話されたのかしつこく聞いてくる。

5 いじめを認知した場合の対応

いじめを発見、また情報提供等で認知した場合は、詳細・正確な事実確認を行い、特定の教職員で抱え込まず、すみやかに組織的に（いじめ防止対策委員会として）対応する。

被害生徒を守り通し支援するとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際には、被害生徒およびその保護者、加害生徒およびその保護者の双方が、十分に納得するような解決を目指す。

（１）報告連絡体制

- ① いじめに関する事象が発見された場合や情報提供があった場合は、すみやかに「いじめ防止対策委員会」に報告する。
- ② 報告を受けた「いじめ防止対策委員会」は、適切な教職員を選定し、当該生徒の事情聴取を行う。聴取については、複数で対応し時系列で記録をとる。また管理職に連絡を取り、指導助言を受け、対応に当たる。なお、聞き取り調査を行うに当たっては、記録と保存、また人道的見地に立ち、聴取時間や環境、休憩や食事時間、言葉遣いや態度などにも十分配慮する。

（２）被害生徒とその保護者への対応

- ① 担任ほか関係教職員は、被害生徒およびその保護者に対し、徹底して守り抜くことを伝える。また、「いじめ防止対策委員会」において協議した今後の対応について説明し、心配や危惧している点等があれば聴き取る。加えて、いじめの加害者が、被害者や通報者等に対して、圧力（精神的・物理的）をかけることがあることを防止するため、いじめの加害者への指導を徹底するとともに、関係教職員、保護者が連携を取り、学校内外での行動について細心の注意を払う。
- ② 担任は、発覚したその日のうちに保護者に連絡を取り、事実関係を説明する。今後の学校の対応や方針について伝えとともに、被害生徒の精神的ケア（スクールカウンセラーの活用など）や学校生活等においての希望する配慮事項などについて協議する。
- ③ 情報提供時には以下の点に注意する。
 - ・調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、個人情報に配慮した上で、事実関係その他の必要な情報を迅速かつ正確に提供する。
 - ・提供した情報についての記録を残し、口頭で情報提供する場合は、複数の教職員で対応する。

（３）加害生徒とその保護者への対応

- ① いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合は、「いじめ防止対策委員会」に報告し、初期対応としては、いじめをやめさせ、再発を防止する措置をとる。事実関係が確認された段階で、加害生徒の保護者にも迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応が適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対しても適切な助言を行う。
- ② 教育的配慮のもと、特別な指導計画による指導や、謹慎指導、さらには警察との連携による指導等、加害生徒および保護者に対しては毅然とした対応を行う。

(4) いじめが発生した集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒にも、自分の問題としてとらえさせ、たとえ、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。はやし立てるなどいじめに同調していた生徒には、それらの行為がいじめに荷担する行為であることを理解させる。学級や集団で話し合うなどして、いじめが人間の尊厳を傷つける絶対に許されない行為であることを再認識させる。

6 重大事案が発生した場合の対処

(1) 重大事案の定義

いじめの定義を踏まえて、いじめの中でも特に以下のような事態を重大事案とする。

- 一 いじめにより生徒の生命、心身または財産等に重大な被害が生じた疑いがあると認められるもの
- 二 いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるもの

- ① 「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合は、すみやかに調査し校長が判断する。
- ② 生徒・保護者からいじめられたことが原因で重大事態に至ったという申し立てがあったときは、「いじめ防止対策委員会」に迅速に報告し、すみやかに対応を図る。
- ③ 重大事案に至る可能性がある場合は、30日以内（30日以前の段階で報告を行っておく）に県教育委員会に報告する。

(2) 重大事態への対応

2 (1) ④に従い、学校内の教職員だけでなく、校外の有識者や警察、教育委員会のスーパーバイザーの助言を得て、すみやかに適切な対応を図る。

- ① 「いじめ防止対策委員会」において、重大事態と判断した場合、被害生徒に対しては、5 (2) に従い、支援チームをつくって支援に当たる。加害生徒に対しては、5 (3) に記された指導措置を行う。事態によっては、教育委員会に相談し、調査のために必要な人材の派遣要請をする。
- ② いじめの内容が、暴行、傷害、恐喝、窃盗強要、名誉毀損・侮辱、強制わいせつなど、犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、関係機関（警察や児童相談所等）に相談し連携して対応する。

7 点検、評価について

(1) 点検

「いじめ防止のための基本方針」に基づく「いじめ防止対策委員会」の取組を、実効性の高いものとするために、校内の実情に即して機能しているかについて年度ごとに検証し、分析結果を職員会議で報告する。方針、組織等については必要に応じて見直しの機会を設ける。

また、いじめの解消は以下の2つの要件をもって判断する。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月以上継続していること。
- ② いじめを受けた生徒がいじめに係る行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

(2) 評価

いじめを見逃したり隠蔽したりせず、いじめの実態把握およびいじめに対する対応や措置を適切に行い、未然防止、早期発見、早期対応等に係る生徒への指導や取組について、達成状況を学校評価において評価し、改善を図る。

「いじめ」防止対策の校内組織図

